

原発事故避難者と国際人権法 ～国連人権理事会勧告・国内強制移動に 関する指導原則をと”う活かすか

大阪大学大学院 国際公共政策研究科 招へい研究員
徳永恵美香

etokunag@osipp.osaka-u.ac.jp

1. 人権とは？
2. 国連の人権保障システム
3. 被災者の権利と被災国の義務
4. 被災者の避難に対する権利と被災国の義務
5. 福島第一原子力発電所事故に関わる国連からの勧告
6. 国内強制移動に関する指導原則
7. 国連からの勧告や指導原則をどう生かすか？

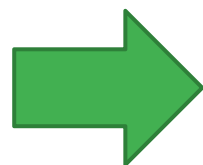
1. 人権とは？

すべての人は一人の例外もなく、
一人ひとりが人であるということだけで、
かけがえのない尊い大切な存在であるという
こと

人間の尊厳を前提とする

1. 人権とは？（続き）

- 人権の普遍性・平等性
- 人権の不可譲性・不可侵性
- 人権の不可分性・相互依存性



誰にでも、いつでも、どこでも、同じ人権

1. 人権とは？（続き）

- ∪ 自由平等
- ∪ 生存、自由、身体の安全
- ∪ 差別待遇の禁止
- ∪ 法の下における平等
- ∪ 奴隷の禁止
- ∪ 非人道的な待遇または刑罰の禁止

1. 人権とは？（続き）

- ⌋ 意見、発表の自由
- ⌋ 労働の権利
- ⌋ 移動と居住選択の自由
- ⌋ 婚姻と家庭
- ⌋ 財産の権利
- ⌋ 教育の権利

etc.

世界人権宣言

- 1948年12月10日、国連総会で採択
- 人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を定めたもの
- 全30条で構成
- ただし、条約ではない

主要な9つの人権条約

- u 経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約
(社会権規約) (1966年)
- u 市民的、政治的権利に関する国際規約
(自由権規約) (1966年)
- u あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
(1965年)
- u 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する
条約 (1979年)

主要な9つの人権条約（続き）

- ⦿ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約（1984年）
- ⦿ 子どもの権利に関する条約（1989年）
- ⦿ すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約（1990年）
- ⦿ 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（2006年）
- ⦿ 障害のある人の権利に関する条約（2006年）

2. 国連の人権保障システム

- ⌋ 国連憲章に基づく制度
- ⌋ 人権条約に基づいた制度



2-1. 国連憲章に基づいた制度

国連人権理事会

- ⌋ 2006年発足
- ⌋ 47カ国の理事国で構成
- ⌋ 年3回（通常3月、6月、9月）、延べ10週間以上をかけて会合）



国連人権理事会の主な任務

- 人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告（国別・テーマ別特別手続き） ex. 国連グローバル勧告など
- 大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告（国別・テーマ別特別手続き、個人通報手続き、緊急措置手続き）

国連人権理事会の主な任務（続き）

- 国連加盟国の人権状況の「普遍的定期的審査（UPR）」の実施（4年半ごとに国連全加盟国（193カ国）を審査）
- 人権分野の協議・技術協力・人権教育など
- 人権分野の国際法の発展のための勧告
- 総会への年次報告書の提出

2-2. 人権条約に基づいた制度

人権条約の規定に基づいて設置
される人権条約機関



人権条約に基づいた主要な制度

- ⌋ 国家通報制度
- ⌋ 政府報告制度
- ⌋ 個人通報制度
- ⌋ 国別訪問・調査手続き
- ⌋ 早期警戒措置・緊急措置手続き

主な人権条約機関

- 自由権規約委員会（市民的及び政治的権利に関する国際規約、1966年）
- 社会権規約委員会（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、1966年）
- 人種差別撤廃委員会（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、1965年）
- 女性差別撤廃委員会（女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、1979年）
- 拷問等禁止委員会（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約、1984年）

主な人権条約機関（続き）

- ↳ **子どもの権利委員会**（子どもの権利に関する条約、1989年）
- ↳ **障害者権利委員会**（障害のある人の権利に関する条約、2006年）
- ↳ **強制失踪委員会**（強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約、2006年）
- ↳ **移住労働者権利委員会**（すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する条約、1990年）

3. 被災者の権利と被災国の義務

- 被災国には、人権保障の国家の多面的義務の観点から、自国の管轄下にいるすべての人の人権を尊重し、保護し、充足する第一義的責任があり、被災者の権利を確保するための実効的な積極的措置をとる義務がある。

4. 被災者の避難に対する権利と被災国の義務

移動の自由と住居選択の自由に関する権利 (自由権規約12条 1項、2条 1項及び2項)

- 被災国には、無差別・平等に関する国家の義務に基づき、立法措置やその他のすべての適当な措置を用い、管轄下にある被災者の移動及び居住選択の自由についての権利を確保するために実効的な積極的措置を取る義務がある。

4. 被災者の避難に対する権利と被災国の義務

生命に対する権利（自由権規約6条1項）

- 被災国は、災害時に住民が直面する切迫した危険を実質的に回避することを可能にするような避難計画を、災害発生前に策定し、災害時に実施することが求められる。
- 計画立案の際は、人権に基づいたアプローチを採用すべき。

4. 被災者の避難に対する権利と被災国の義務 (続き)

- また、計画を策定する際は、地域住民の参加を実質的に保障し、意見が十分に反映されたものでなければならないという手続き的義務もある。

4. 被災者の避難に対する権利と被災国の義務 (続き)

健康に対する権利 (社会権規約12条)

- 被災国は、被災者を保護するために、原子力災害による放射性物質による環境損害を含め、環境災害を防止し、軽減するために、実質的かつ手続き側面を踏まえた枠組みを採択する義務がある。

4. 被災者の避難に対する権利と被災国の義務 (続き)

u 相当数の個人が基本的健康管理や基本的な住居などが剥奪されている場合には、当該被災国は、社会権規約上の最低限の中核義務の履行を怠っているという推定を受ける。

→現状を鑑みると、日本は中核的義務の履行を怠っていると言わざるを得ない。

5. 福島第一原子力発電所事故に関わる 国連からの勧告

u UPR日本政府報告審査

第2回（2012年）オーストリア

第3回（2017年）オーストリア、ドイツ、
ポルトガル、メキシコ

5. 福島第一原子力発電所事故に関わる 国連からの勧告（続き）

u 国連グローバル勧告（2013年）

「達成可能な最高水準の心身の健康を享受する権利」に関する国連人権理事会特別報告者アナン・ド・グロバー氏・日本への調査（2012年11月15日から11月26日）に関する報告書

5. 福島第一原子力発電所事故に関わる 国連からの勧告（続き）

u 人権条約機関からの勧告

社会権規約委員会第3回政府報告審査（2013年
5月）

自由権規約委員会第6回政府報告審査（2014年
7月）

女性差別撤廃委員会第7回及び第8回政府報告
審査（2016年2月）

6. 国内強制移動に関する指導原則

- 1998年に国連人権委員会（当時）に提出された30の原則からなる国際文書であり、現在では国内避難民の保護のための最も重要な基本文書の一つとしての役割を果たしている。

6. 国内強制移動に関する指導原則（続き）

- 序 範囲および目的
- 第一部 一般原則（原則1-原則4）
- 第二部 強制移動からの保護に関する原則（原則5-原則9）
- 第三部 強制移動が継続する間の保護に関する原則（原則10-原則23）

6. 国内強制移動に関する指導原則（続き）

- 第四部 人道的援助に関する原則（原則24-原則27）
- 第五部 帰還、再定住および”再統合に関する原則（原則28-原則30）

6. 国内強制移動に関する指導原則（続き）

u 国内避難民の定義（「序：範囲と目的」）

「...自然災害又は人為的災害の影響の結果として、又はその影響を避けるために、自らの住居又は常居所から逃れ、もしくは離れることを強制又は余儀なくされている人々又はこのような人々の集団であり、国際的に承認された国境を越えていない者」

6. 国内強制移動に関する指導原則（続き）

u 原則6（恣意的な強制移動からの保護）

災害の場合、被災者の避難が³ 自らの安全及び

健康のために必要とされないにもかかわらず、実施される強制移動は禁止される恣意的な強制移動である（同2項(d)）

u 原則14（移動の自由と居住選択の自由）

6. 国内強制移動に関する指導原則（続き）

u 原則15

(a) 国内の他の場所に安全を求める権利

(d) 自らの生命、安全、自由もしくは健康が危険にさらされるおそれのあるあらゆる場所への強制送還または当該場所における再定住から保護される権利

6. 国内強制移動に関する指導原則（続き）

- 原則17（家族生活の尊重）
- 原則18（十分な生活水準に対する権利）
- 原則20（法の下での平等）

7. 国連からの勧告や指導原則をどう生かすか？

- ⌋ 避難者支援立法？条例制定？
- ⌋ 裁判
- ⌋ 国や自治体との交渉

ご清聴ありがとうございました。